



報道関係者各位

茨木市、熊本地震被災地へ市職員を派遣 ～住家被害認定調査のため～

茨木市は、最大震度7を記録した熊本県へ、現地での「住家被害認定調査」に協力し、被災者の生活再建を後押しするため、職員を1名派遣します。

派遣職員は、被災した住宅の被害状況を公的に評価・認定するための住家被害認定調査に従事します。住家被害認定調査は、被災者に発行される罹災証明書の根拠となり、義援金や各種補助金、応急修理、仮設住宅への入居など、被災者支援制度の適用を受ける上で不可欠な手続きです。

派遣前日の8月21日、茨木市役所で出発の報告を行った職員へ福岡洋一市長は「ほかの自治体職員との大きなチームで働くことになると思います。慣れない環境だと思いますが、被災地の方々のため力を発揮して下さい。」と声をかけていました。

■概要

- 1 派遣期間 令和8年8月22日（土）～8月28日（金）
- 2 派遣先 熊本県八代市
- 3 派遣職員 市職員1名
- 4 業務内容 住家被害認定調査

■福岡市長への出発報告の様子（令和8年8月21日撮影）



次なる
茨木へ。
茨木には、次がある。

【本件に関する問合せ先】

総務部危機管理課 電話：072-620-1617